

静嘉堂文庫蔵鱗形屋版保元物語について

版種特定作業を通して貞享版の出版事情に及ぶ――

原 水 民 樹

見ようとするものである。

まず、該本の書誌を簡単に記す。整理番号21555/3/515 11

『保元物語』の整版本には刊記がないのが一般的である。⁽¹⁾
 それは、該書が単独ではなく、『平治物語』と一括で出版・販売されていたことによると思われる。従つて、『保元物語』については、僚巻の『平治物語』第三巻末に付された刊記から⁽²⁾の推測によつて、寛永元年片仮名交じり版・寛永三年平仮名交じり絵入版・明暦二年平仮名交じり絵入版・貞享二年平仮名交じり絵入版・元禄十五年平仮名交じり絵入版の五版種の存在が認定されている。さほどの数の整版本に接したわけではないので断言はできないが、私の見た限りで言えば、後印・覆刻をも含めたほぼすべての整版本が上掲五版種のいずれかに属すると思われる。ただし、静嘉堂文庫に蔵される平仮名交じり絵入本のみは、それらのいずれにも属さず、いささか特異といえる。小稿は、該本（以下、静本と略称）の版種特定作業を通して、『保元物語』整版本版行の実状の一端を垣間

見ようとするものである。

まず、該本の書誌を簡単に記す。整理番号21555/3/515 11
 暗青色無地の後補表紙。表紙左の後補題簽に「保元物語古板壹（一三）」と墨書。三巻三冊（但し、第一巻は巻頭より第十二丁まで欠失）。寸法一七・〇×一八・八釐。单辺匡郭。一面一五一七行。第二巻末に「保元物語卷之終 鱗形屋版」との刊記があることより、鱗形屋の刊行になると知られるが、年次記載がないため、刊年（刻年）は分からぬ。静嘉堂蔵印の他、「松井氏／蔵書章」の朱長方印が認められる。

前に述べたように、該本は上掲五種の整版本のいずれにも属さない。ただ、貞享二年平仮名交じり絵入版（以下、貞享版と略称）に酷似している。一面十七行或いは十五行という行詰めのみならず、配字もただ一箇所（貞享版で言えば第二卷第二四丁表第二行末～第三行頭）を除き、すべて符合している。さらに、字様も酷似しており、瞥見の印象では同一版と見誤りかねない。しかし、子細に点検すると、両版の間に

は微細な異同が認められる。それら異同はその性格より、

- ①濁音符の有無
- ②振り仮名の有無
- ③字句の相違

④挿絵の相違

の四類に分けられる。以下、各々について、簡単に述べると、まず、①濁音符の有無、については、静本は写真、貞享版も後刷本及びコピーを使用しての調査であるため、判然としない箇所が少なからずあり、厳密な数値化は困難だが、大要を記すと、静本にのみ濁音符が見られる事例は数十箇所に及ぶが、貞享版にのみ認められる事例は十指に満たない。よって、静本にのみ濁音符が付されている場合が多いことが知られる。②振り仮名の有無、についても数え方でいくほどかの揺れがある。静本にのみ濁音符が付されている場合には、静本にあり貞享版にない振り仮名が三十一であるのに比して、貞享版にあり静本にない振り仮名は一（第三巻第一〇丁裏第一七行の「宮園」）に過ぎない。静本にのみ振り仮名の付される事例が際立つて多いといえる。③字句の相違、は、私の判断では二十七箇所存在する。それらを内容面から類別すると、

- Ⓐ静本の本文が妥当な箇所 十二
- Ⓑ貞享版の本文が妥当な箇所 七
- Ⓒ本文の当否に係わらない相違 三
- Ⓓ表記の相違 五（内訳は、漢字の相違 二、仮名の相違 二、正字・略字の相違 一）

となる。④挿絵の相違、については、静本が貞享版よりも図（第二巻第二二丁表、崇徳院方武士斬首の図⁽⁴⁾）多い。他の挿絵については、図柄・挿入位置ともにまったく同じだが、対応する図を比較すると、構図は同じでも、装束の文様や背景の草木等に小異が見られ、かつ静本の図の方が細密である。中で、為義らの軍議の場（第一巻第五図 第一七丁表）に描きこまれた人数が、静本で十一人、貞享版で八人と異なっているのは、特に顕著な相違といえる。

如上、静本と貞享版の類似の様並びに相違の大体を記した。両版の関係を如何に捉えるかが小稿の課題である。この点について判別・断定する見識を持たないが、字様の酷似等の現象から推して、いざれか一方を他方の覆刻とみなすのが穩当な判断だろうか。ただし、覆刻であるとしても、前に記したように、静本第二巻第二十二丁表の挿絵は貞享版には存在せず、ために、その後の両者の丁付には半丁のずれが生じている。すなわち、静本第二十三丁表の版面は、貞享版では第二十二丁裏になるというごとくである。従つて、いざれが原版であれ、原版の摺紙をそのまま覆刻版の版下として使用することはできず、それを透写したもの半丁ずつずらして版下としたと思われる。挿絵の相違からも、そうした作成過程が想定される。そうであれば、両版の間に、ある程度の字句の相違が見いだされる事実もありうべきことと納得されもする。静本の刊年が不明なため、両版の先後関係については定かでないものの、精から粗へという覆刻の原則を当てはめるなら、

静本から貞享版へと捉えるべきだろうか⁽⁵⁾。

二

上記『保元物語』 静本・貞享版の関係を考える上で一つの手がありがある。それは、都立中央図書館加賀文庫蔵延宝五年版『平治物語』の存在である。まずは、該本の書誌を簡単に記す。整理番号 加賀文庫8097/1~2 暗緑色無地表紙。

表紙左の後補題簽に「平治物語 初(後)」と墨書。第一、三卷の一卷二冊残存で第二卷は欠。寸法一六・二×一九・〇釐。

单辺匡郭。一面一五〇一七行。第三卷末に「平治物語卷之終/

延寶五丁巳歳初春吉辰 江戸大傳馬町三町目 鱗形屋板

との刊記がある。該本(以下、延宝版と略称)は、第二卷欠

卷ではあるが、第一・三卷は、貞享二年平仮名交じり絵入版『平治物語』に酷似している。配行・配字が一致することは勿論、字様もほとんど同じであり、これも一瞥の限りでは同一版と見誤りかねない。両版の関係については、各々の刊記より、延宝版(一六七七)が先で、貞享版(一六八五)がそれを模倣したものと判断される。両者間に見られる小異は『保元物語』の場合と同様、

- ①濁音符の有無
- ②振り仮名の有無
- ③字句の相違
- ④挿絵の相違

に類別される。①濁音符の有無、については、『保元物語』の場合と同じ理由で正確な数値を示しがたいが、貞享版にない濁音符が延宝版には百箇所を越えて認められるのに対し、逆の事例は皆無である。②振り仮名の有無、については、私の数えるところ、延宝版に見られ貞享版にない振り仮名は五十四箇所見いだされるが、逆の事例は皆無である。③字句の相違、は四十七箇所を数え、その内訳は、

- Ⓐ延宝版の本文が妥当な箇所 二十五
- Ⓑ貞享版の本文が妥当な箇所 五

④本文の当否に係わらない相違(いすれも不当な場合・当否を判じ難い場合を含む) 六

- ①表記の相違 十一(内訳は、漢字の相違 五、仮名の相違 五、読みの相違 一)

となる。④挿絵の相違、については、延宝版が貞享版よりも多い。他の挿絵については、同構図だが、細部に小異がみられ、延宝版の方がより細密である。なお、一箇所、挿絵(宗清による頼朝捕縛の図)の位置が、両版で異なる(延宝版では第三卷第七丁表、貞享版では同卷第六丁裏)が、延宝版の位置の方が本文によく応じている。

以上、述べたことより判断すると、貞享版は延宝版をもとしつつ、濁音符・振り仮名を多く省略し、かつ本文の誤りを是正する一方で、それに数倍する誤刻を生じ、挿絵については一図を省いた上、全体的に細部を簡略化した版と認識さ

れる。

両者の関係だが、貞享版が延宝版の模刻であることは間違いない。そして断定はしがたいが、臨模ではなく覆刻とみなしてよいのではなかろうか。上述のごとく、貞享版には誤刻がかなり目につく。それらの中、

官かかい — 官ほかい (— 8ウ2)

天文ゑんけんをきハめ — 天文しんけんをきハめ (— 9ウ

15) むしや所のもろきよ — むしつ所のもつきよ (— 10オ17)

三塔のひじ共 — 上塔のひじ共 (— 13ウ15)

所なれ共 — 所なれは (— 25ウ2)

〔上段は延宝版、下段は貞享版。傍線は稿者。() 内は貞享版における当該記述の所在位置、すなわち(— 8ウ2) は第一巻第八丁裏第二行を示す〕

などの事例は杜撰な覆刻においては生じやすい誤りと思われるが、

ゆるかせにせし — ゆかさるにせし (— 4ウ12)

当時の有職 — 当時のり職 (— 17オ13)

神樂をか — 神本をか (— 17オ15)

英雄にハあらされ共 — 法雄にハあらされ共 (— 17ウ6)

といった類の誤刻の存在は、貞享版が延宝版の覆刻であるならば、延宝版の摺紙そのものではなく、それを透写したものと版下として用いたものであつたことを推測させる。

三

以上眺めてきて、『平治物語』の延宝版と貞享版との関係が、先に述べた『保元物語』における静本と貞享版との関係に似ていることに思い至る。『保元物語』『平治物語』の場合ともに一見同一版かと見誤るほど形状が似ている。しかし、

子細にみると小異があり、その相違の質もよく似ている。濁音符及び振り仮名については、『平治物語』の両版に見られる落差の方が『保元物語』の両版におけるそれよりも大きく瞭然としているが、貞享版に少ないという点では『保元物語』

『平治物語』共通している。字句については、『平治物語』の両版に見られる相違が『保元物語』の両版におけるそれよりもかなり多い（静本が第二巻前半部欠、延宝版が第二巻欠という現状においてなおそうであるから、両者ともに完本であったなら、実際の数量差はさらに大きいだろう）が、貞享版の方が杜撰であるという点では両物語共通している。『保元物語』における両版の字句の相違を見ると、

こし矢の源太 — とし矢の源太 (— 16ウ5)

あふへき事ならねハ — あふへき事ならね (— 21オ5)

家ひろ其子ふんしやう／＼やすひろ — 家ひろ之子ふんし

やう／＼やすひろ (— 21ウ15)

三なんミツひろ — 三なんミチひろ (— 21ウ16)

なる上我た、まさを切たらハ — なる上をた、まさを切たらハ (— 22オ10)

天子——大子（三10ウ7）（上段が静本、下段が貞享版）といつた、貞享版の誤りは、覆刻版には往々ありえる現象と思われるが、

よしとものもとへ——よしともさてとへ（二21ウ8）

といった類の誤りは、やはり、原版の摺紙をそのまま版下に用いる方法での覆刻では起こりうる可能性の少ないものだろ。さらに、挿絵も、貞享版の方が数が少なく、全般に簡略であるという点で一致している。こう見てみると、『保元物語』の静本・貞享版間に見られる相違の様態が、『平治物語』の延宝版・貞享版のそれにかなり似通っていることが分かる。となると、静本『保元物語』は延宝版『平治物語』の僚巻ではないかとの推測が可能となろうか。断定のためにはなお綿密な手続きが必要ではあるが、延宝版の刊記中に「江戸大傳馬町三町目 鱗形屋板」、静本第三巻末に「鱗形屋板」と見え、両版ともに鱗形屋の刊行になることも傍証の一つとなりえるのではないか。

さて、静本が延宝五年版ではないかとの上記の憶測は、単に静本という一整版本の特定にとどまるものではなく、『保元物語』（『平治物語』も含めて）整版本の版行・普及の実態解明に係わる広がりを持つ。軽々にはいえないが、知る範囲での『保元物語』『平治物語』整版本の現存状況から推し、貞享版は恐らくは寛永元年版と並んで最も広く普及した版種の一つではなかつたかと思われる。それに比して、延宝版の現存状況は極めて限られているようである。『国書総目録』の『平

治物語』の項には、延宝版として日比谷図書館蔵本（都立中央図書館現蔵本）を掲げるのみであり、また、国文学研究資料館に収蔵される整版本のマイクロ資料中にも現時点では同版種は存在しないもようである。『保元物語』についてもそれは同様で、今のところ静本との同版が他に存在することを確認できていない。静本が延宝版であるとの仮説に立つ場合、『保元物語』『平治物語』とともに、延宝版は、質としては貞享版よりもすぐれ、また懇切な本文を有しているにもかかわらず、さほど普及しなかつたらしく、延宝五年より僅か八年後にこれを模刻（覆刻か）した粗悪な貞享版にとつて替わられたと言える。貞享版の広汎な流布は原版と推される延宝版を駆逐しその存在をほとんど消し去つたかのごとくである。その理由が奈辺にあるのか、私には分からぬ。

四

四

さて、延宝版を部分改変しての覆刻かと推される貞享版はいかなる書肆の手により上梓されたものか。以下、この点を考えたい。私の知る範囲では、該版については、僚巻である『平治物語』第三巻末に

①貞享二乙丑年九月吉辰 安田十兵衛開板

②貞享二乙丑年九月吉辰 文臺屋治郎兵衛藏板

③貞享二乙丑年九月吉辰 松樹軒小川新兵衛藏板

のいずれかの刊記を有するもの、及び小川新兵衛藏板の求板

による後印本その他に無刊記本が存在する。小川新兵衛藏版を求板した後印本や無刊記本についてはしばらく措き、「貞享二乙丑年九月吉辰」の年記を持つ安田十兵衛刊記本・文臺屋治郎兵衛刊記本・小川新兵衛刊記本の関係について考える。

その刊記中にもともに貞享二年九月という年月を刻しているが、このことは、安田十兵衛他二書肆が貞享二年九月の時点をもつて該版を同時刊行したことを意味してはいまい。恐らく、三者の中の二者は、他一者の板木を求板して、刊年の部分は元のままに、出版者の部分のみを埋木をもつて改め、摺刷・販売に及んだものと推測される。というのも、これら二者の間には、匡郭や文字の欠損に共通するものが見られ、このことより、同一版木による摺刷と認められるからである。同一版木による同時摺刷の場合、それは合板の形式を取るのが普通だろうから、右のような単独書肆掲出の形は、摺刷時期が異なることを示すと解される。

それでは、三者の中のいずれが開板者なのか。結論を先にするなら、それは安田十兵衛ではないかと思われる。以下、そう判断した根拠を述べる。

一、「安田十兵衛開板」「文臺屋治郎兵衛藏板」「松樹軒小川新兵衛藏板」(傍線——稿者)との、各々の刊記をそのまま信じるなら、安田十兵衛の開板したものと、文臺屋治郎兵衛や小川新兵衛が求版して印行したと考えられる。

二、実見した版本の限りでいえば、安田刊記本の摺刷状態がもつとも鮮明であり、かつ匡郭・文字の欠損も少ない。

三、『増訂慶長書賈集覽』『改訂近世書林板元總覽』『徳川時代出版物集覽』(正統)から知られる安田十兵衛の営業期間は、寛永四年(一六二七)～貞享二年(一六八五)である。また、『享保大阪出版書籍目録』や『享保江戸出版書目』にその名が見えない事実を併せ考えれば、安田十兵衛の盛時は江戸時代前期であり、『保元物語』『平治物語』を出版した貞享二年はすでに衰退期であつたかと憶測される。対して、同じく前掲三書により文臺屋治郎兵衛・小川新兵衛各々の営業期間を見ると、前者は寛永二十一年(一六四四)～文政元年(一八一八)、後者は貞享二年(一六八五)～寛政十三年(一八〇一)と、安田十兵衛に比べ、かなり降る時期まで確認できる(小川新兵衛の営業初見年である貞享二年は、『平治物語』の刊記から導かれただのだから、求版による後印なら、その根拠を失い、さらに降ることとなろう)。

四、貞享版に先行する明暦三年版『平治物語』第三巻末に「明暦三丁酉年重陽吉辰／洛陽寺町誓願寺前／安田十兵衛板行」との刊記があり、明暦版が安田十兵衛の上梓になることが知られる。その外題は、「新平治物語」とあり、形態・記載内容とともに貞享安田刊記本と同じである。対して、文臺屋刊記本・小川刊記本には「新板平治物語」とあり、これには新しい要素が見られるようと思われる。以上のことより、貞享版は安田十兵衛によって開版されたと考えてよいと思う。すなわち、該版は、先行版である江戸

鱗形屋版（前節の考察からすれば延宝五年版かと憶測される）をほぼ重版の形で京都の安田十兵衛が版行したものとみなしてよからう。重版・類版については、書肆間で紛争の絶えなかつたことが蒔田稻城氏の労著『京阪書籍商史』以来、諸先学により論じられている。それによれば、元禄十五年（一七〇二）刊の『元禄太平記』に重版・類版横行の弊害が描かれている。また、「類版と重版を厳しく取締るようになつたのは貞享頃からで、仲間を結んで版権の保護にのり出し⁽¹⁰⁾」たとの由である。とすれば、貞享版は類版・重版の取り締まりが厳しくなり始めた時期に出版されたことになる。該版は明らかに先行鱗形屋版の重版とみなされる性格のもので、それが無断の所為ならば、当然鱗形屋から訴えられるべきものだろう。ただし、先に記したように、安田十兵衛は、貞享版を刊行する貞享二年より二十八年以前、そして鱗形屋が延宝版を刊行する延宝五年より二十年以前の明暦三年（一六五七）に、既に平仮名交じり絵入り整版本を刊行しているので、『保元物語』（『平治物語』）出版ということでは、安田十兵衛は鱗形屋に先行する実績を持つてゐるといえる。ただ、その明暦三年版も、それに三十一年先だって刊行された寛永三年版（一六二六）の模刻とみなされるべきものである。寛永三年版については、知る限りでは「于時寛永三^(寅)年長月吉辰」との刊記を有するのみで、誰の手によって開板されたものか定かでないが、明暦三年版もまた寛永三年版の重版と見なすべきものであることは確かである。

なお、『保元物語』『平治物語』の新刻は元禄十五年刊記版をもつて終わり、それ以降は前記五版種の後印あるいは覆刻の形での出版が行われたようである。この事実は、重版・類版の規制が厳しさを増してゆく情勢を示すものだろうか。なお、重版・類版が困難になつた代替であろうか、その後は、『参考保元平治物語』の内容を適当に抜き出し組み替えた読本の『保元平治闘団会』や、ダイジエスト版の『絵本保元平治』など、趣向を変えた形での出版が展開してゆく。

五

いまだ調査の途次ではあるが、小稿の関心をやや敷衍して、安田十兵衛より後の貞享版の刊行状況について概観したい。安田十兵衛の版木を求版して印行したもののが文臺屋治郎兵衛刊記本であり、さらにそれを求版して出版したものが小川新兵衛刊記本であつたと推測される。小川本の方が文臺屋本よりも版面の損傷が増大していることがその根拠である。その後、該版木は小川新兵衛から離れ、他書肆の手に渡つたようで、「貞享二^(乙)丑年九月吉辰 松樹軒小川新兵衛藏板」の元刊記を残したまま、岡田屋嘉七・須原屋伊八・山城屋佐兵衛・須原屋茂兵衛（以上、江戸）・勝村治右エ門（京都）・秋田屋太右エ門（大阪）による三都六書肆の合板⁽¹¹⁾、これに、小林新兵衛・英大助・西宮弥兵衛・金花堂佐助（以上、江戸）を加えた三都十書林の合板、あるいは前掲十書林の中、西宮弥兵

衛・金花堂佐助・勝村治右エ門がなく、和泉屋庄治郎（江戸）・片上屋孫兵衛（備前）・中嶋屋益吉（備前）・太田屋六蔵（備中）・丸屋善兵衛（京都）が加わった十二書肆の合板、他には、河内屋勘助（大阪）の後印¹⁴などによる出版を今のところ確認している。これらについては、匡郭や文字の欠損状況から判断して、同一版木が求版され続け、繰り返し摺刷されたと思われるが、その出版時期の先後を確認してはいない。

いま、思い至った点のみで、その摺刷・出版時期につき、なにほどの目安を述べると、文臺屋の場合、元禄九年（一六九六）、宝永六年（一七〇九）、正徳五年（一七一五）の『書籍目録大全』（『江戸時代書林出版書籍目録集成』井上書房 昭37～38）に「前川茂保元平治／文臺や同假名」と見えている。表示のあり方から推して、前者は片仮名交じり本で、後者は平仮名交じり本そして恐らくは小稿に扱う貞享版であろうと思

る須原屋伊八（初代）が文化元年（一八〇四）に七十二歳で、同じく二代目和泉屋庄次郎（これより庄次郎と名乗る由）が、文政五年（一八二二）五十四歳で没していること（『増訂慶長書賈集覽』）よりその出版上限期が曇氣ながら擗めよう。その他、各書肆の営業期や所在地等を手掛かりに、それぞれの出版期をある程度までには絞れるかとは思うが、この点未勘である。

以上、静嘉堂文庫蔵平仮名交じり絵入整版本の特定作業を通して、そこから派生する問題、すなわち、貞享版との関係・貞享版の求版・後印の実態についての見通しを述べた。整版本『保元物語』の一版種に關わる些事ではあるが、ここに一応の報告をする次第である。

注

(1) 例外的に、「製本発行 六角通御幸町西二入町 柳枝軒 小川多左衛門」と記す穂久邇文庫蔵本のこときがある。

われる。「書籍目録に於ける本屋付け」にさほどの権威を認めない木村三四吾氏の見解に従えば、記載書肆が必ずしも目録出版当時の取り扱い書肆を示すことにはならないようだが、文臺屋の刊記の付された『保元・平治物語』が元禄九年以前に出版されていた事実は動くまい。このことより文臺屋刊記本出版の時期がある程度推定される。また、六書肆・十書林・十二書肆の合板については、秋田屋太右エ門が発行書肆の末尾に記されている事実及び注(11)で後述する如く、盛岡本に秋田屋蔵板の広告が付されている事実などより、秋田屋太右エ門が主版元であったかと思われるが、合版元の一人であ

『保元物語』が『平治物語』と一括で出版・販売されていたことは、江戸時代の出版書籍目録類に「保元平治 四々五分」というように、ひとまとめで示されていること（『江戸時代書林出版書籍目録集成』井上書房）、また、題簽に「新保元物語」（～三）「板保元物語」（～六）（貞享版）、「新平治物語」（～六）（元禄版）のよう

に、保元平治で冊番が通し番号になつてゐること、

元禄版『平治物語』第三巻末の刊語中に「右保元平

治物語其類不外」とある事実が、どうして時代が異なる（3）厳密に記すと、目録部を除く本文部分、第一巻第

一丁裏、二オ、一二、第三卷
四ウが一五行詰、他はすべて一七行詰。ただし、静
本欠失部である第二巻頭～第一二丁の部分について

は不明。

(4) 挿絵に付きれた説明「六条かわら」「てうてき五人
きらるゝところ」を本文に徴するに、平忠正父子斬
首の場面かと思われる。なお、静本欠失部について
は不明だが、丁付から判断して欠失部もまた貞享版
と同じ構造だったと推定される。

試みに、静本・貞享版における匡郭の寸法（内法）を一部表示する。貞享版は国会図書館蔵安田十兵衛本を使用。表示箇所は第一巻第一～七丁、第三巻第一～七丁。計測部位は、縦は右辺、横は上辺。単位は耗で、耗以下は目測により四捨五入する。ただし精度の低い計測器の使用並びに計測部位の微妙な相違等の理由により、一耗程度の誤差は免れ得ないと思う。

比率が均質ではなく、明快な法則性を見いだすことは困難だが、縦長については静本が貞享版より三五耗程度長い傾向が認められる。しかし、横幅に

七 裏	表	六 裏	五 裏	四 裏	三 裏	二 裏	一 裏	一 卷	
224	224	220	221	221	223	224	224	224	縱 靜
166	167	166	168	168	168	166	167	166	橫 本
219	219	216	216	217	216	219	219	219	縱 貞享
163	165	165	167	166	167	166	167	168	橫 版
七 裏	表	六 裏	五 裏	四 裏	三 裏	二 裏	一 裏	三 卷	
219	218	217	217	217	221	222	221	220	縱 静
166	168	166	167	165	167	166	167	168	橫 本
215	214	214	214	214	216	217	217	216	縱 貞享
166	168	165	166	166	167	167	168	166	橫 版

ついては縦長ほどの差は見られず、また、縦長とは逆に静本より貞享版の方がわずかに広い場合も見られる。木村三四吾氏「西鶴織留諸版考」「ビブリア」第28号 昭39・8、後に、木村三四吾著作集III『書物散策—近世版本考』(八木書店 平10)に収録)によれば、覆刻版は原版より数耗程度(大本で縦長六一七耗平均)縮小するとの由なので、これに従うなら、静本が原版ということになろうか。もつとも、これも縦長のみに限つてのことではあり、横幅には適合しない。また、版本の縮小率は、料材の木質や使用部位などとも深く絡むものではある。

(6) 貞享版は第三巻の挿絵を一図(一丁分)省いたために、延宝版に比し該巻の紙数が一丁減つたが、柱刻の丁付訂正を怠り、延宝版の形のままとしている。しかし、それでは落丁と見まがう現象を生じるので、省いた挿絵の丁の次丁(すなわち第四丁)の柱刻を「平治三 四ノ五」と、二丁分の丁付けをすることで飛丁を糊塗している。中野三敏氏『書誌学談義』江戸の板本(岩波書店 平7)によれば、同種の現象は「江戸中期以降の戯作類」に往々に見られる由である。

(7) 鱗形屋については、彌吉光長氏『未刊史料による日本出版文化』第四巻(ゆまに書房 平1)第四章「江戸書籍問屋の諸相と動静」に説明がある。

なお、『保元物語』の静本・貞享版で試みたと同じ要領で延宝版と貞享版の匡郭の寸法を比較し、後に表示した。前に触れたように、貞享版第三巻前半には、延宝版に比して挿絵の省略や位置の相違があり、そのため、両者の丁付が一致していない場合がある。本表は、延宝版に付された丁番号に従い、貞享版については実際の丁付ではなく、対応する版面の寸法を記した。丁付の相違する版面は次の通り。()内が貞享版の丁付である。

二ウ・三オ(相当面なし)、三ウ(二ウ)、四オ(三オ)、四ウ(三ウ)、五オ(四ノ五オ)、五ウ(四ノ五ウ)、六ウ(七オ)、七オ(六ウ)

さて、本表を『保元物語』の場合と比べると、各面での相違のばらつきが大きく、縦長では、延宝版と貞享版の差に、最小一耗から最大九糊までの振幅が認められる。ただ、大雑把な捉え方をすれば、縦長については延宝版が貞享版より長いが、横幅ではその差が少なく、かつ貞享版が延宝版より広い場合も見られるという事実は、『保元物語』の静本と貞享版の関係に似ているとはいえる。もつとも、静本・延宝版ともに初印ではなく、中でも静本は匡郭の欠損も比較的目に付き、さほどの早印とは思われない。故に各々の匡郭の寸法比較が静本の版種特定にどの程度に有効であるか疑問であるが、一つの目安とし

七 裏 表 裏 六 表 裏 五 表 裏 四 表 裏 三 表 裏 二 表 裏 一 表 一 卷	
222 221 223 222 222 223 223 222 223 223 223 224 223 224	縦 延宝版
164 165 163 165 161 164 166 165 165 166 168 167 166 167	横
217 215 217 216 217 217 222 221 221 221 222 222 222 222	縦 貞享版
166 165 165 166 164 167 165 165 163 165 167 166 166 165 166	横
七 裏 表 裏 六 表 裏 五 表 裏 四 表 裏 三 表 裏 二 表 裏 一 表 三 卷	
224 223 223 222 223 223 225 225 224 224 223 224 224 224	縦 延宝版
166 165 164 166 164 164 166 167 165 166 165 166 164 166	横
217 217 217 217 215 214 216 216 215	縦 貞享版
164 164 165 165 164 167 165 166 164	横

て示した。

静本と延宝版の関係については外装の比較も手掛かりの一つとなろうが、静本の表紙は後補であり、また、延宝版も原題簽を欠失しているので、参考とすべきものが見あたらない。

(8) 三者に共通する特徴的な欠損のいくつかを『平治物語』をもつて示すと(『保元物語』には刊記がないので、確実性が保証されている『平治物語』による)、匡郭の欠損では、第一卷第一二五丁表左辺下部、第二卷第一七丁表左辺、第二二丁表左辺、第二三丁裏下辺、第三卷第一三丁表上辺右、第一八丁表上辺など、また、文字の欠損では、第一卷第三丁裏第七行「豊樂」の「豊」、第二卷第一七丁裏第一二行「たけ」の「た」などを挙げることができる。

(9) その具体例を(8)と同じ理由で『平治物語』に求めるなら、匡郭では、第一卷第一二丁表右辺、第二卷第一六丁表右辺、第二三丁表右辺、第二四丁裏上辺、第三卷第一丁表右辺、第二五丁表右辺、文字では、第三卷第一七丁裏第一〇行「申せし」の「し」、第二四丁表第八行「ほうこうしける」の「し」などにおいて文臺屋本・小川本では、安田本に見られない欠損が生じている。その他、第一卷第一丁裏の第五六行を中心に横に亀裂が見られるが、それが文臺屋本・小川本では安田本に比しより増大している

事実が認められる。

- (10) 弥吉光長氏「松会版の探求 一江戸初期の絵入本」(「ビブリア」第76号 昭56・四)、後に『彌吉光長著作集 五 書誌と図書評論』(日外アソシエーツ 昭57)に収録。

(11) 河野美術館蔵本(254.314 国文研蔵マイクロ資料 73-143-5による)・無窮会蔵本(3284)・盛岡市中央公民館蔵本(668及び670 国文研蔵マイクロ資料 281-348-3及び281-349-2による)・山梨県立図書館蔵本(一一一八四微、一一一八五微)などがこれに該当する。なお、盛岡本においては、『保元物語』第一巻末、第三巻頭・巻末、『平治物語』第一巻末、第二巻末、第三巻頭に各々、秋田屋太右エ門蔵板の広告が掲げられている〔京都府立総合資料館蔵本も同。ただし『保元物語』(特922/9)のみ。同館蔵の『平治物語』(特922/9)は本来の僚巻ではなし〕。

(12) 東京大学文学部国文学研究室蔵本(L34628)がこれに該当する。

(13) 上田市立図書館蔵本(藤廬文庫 文学309)・長野県立短期大学附属図書館蔵本(913.4 17及び913.4 43 国文研蔵マイクロ資料330-30-1及び330-33-2による)・東北大学蔵本(教養913.210 未見。同附属図書館の御示教による)がこれに該当する。

なお、盛岡本や長野短大本・山梨県立図書館本・東大国文研本・河野美術館本(252/298)・内閣文庫本(203/169)などでは、『保元物語』第三巻目録中の一章段が「為朝^{ため}いけとりをんるにしよせらる、更」とある。この「為朝^{ため}」の部分は、静本以来放置され続けてきた誤り「為朝^{ため}」を、「朝」に付された振り仮名の「よし」を削除する形で後に是正したもの。刊行の早晏を推測する一つの目安といえる。

(14) 関西大学図書館蔵本(913.44//4-1-1~3 913.44//4-2-1~3)がこれに該当する。『平治物語』第三巻末に「文寶書状鏡」「校正庭訓往来」の広告を掲げて「大阪書林 心斎橋博労町南へ入ル 河内屋勘助板」と見える。なお、『改訂近世書林板元總覽』によれば、河内屋勘助については、享保十年(一七一五)から明治十七年(一八八四)までの営業が確認される由である。

(15) 注(5)に示した論文。

(16) 例えば、秋田屋太右エ門の場合、六書肆合板本では「大阪心斎橋通壹丁目」、十書林合板本では「大阪心斎橋通北二丁目」、十一書肆合板本では「大阪心斎橋通安堂寺町」と、それぞれ店の所在地が異なっている。また、天保元年(一八三〇)の火災で、二代目須原屋伊八が下谷池之端仲町から浅草茅町に移転したとの『増訂慶長書賈集覽』の記載に従うなら、

「同浅草茅町二丁目 須原屋伊八」との奥付けを有する『平治物語』（『保元物語』）の出版上限を天保元年より後の「」と定められるが、茅町移転説には疑義もある由なので（『改訂増補近世書林板元総覧』）確かにどうは分からぬ。

国郭・文字の欠損等を確認するために用いた版本は左の通りである。

安田十兵衛刊記本

金城学院大学図書館蔵本（平治第三巻欠）[913.43/H515/3(1~2)]・国会図書館蔵本(857/87)・東京大学総合図書館蔵本(E23/244)

文臺屋刊記本

原本蔵本・河野美術館蔵本(252/312 国文研蔵マイクロ資料73-143-3による)・同(252/313 国文研蔵マイクロ資料73-143-4による)

小川新兵衛刊記本

愛知教育大学附属図書館蔵本(210.38/W4 国文研蔵マイクロ資料80-76-3による)・河野美術館蔵本(254/315 国文研蔵マイクロ資料73-143-6による)・国文研蔵本(タ4-14-4~6)。

金城学院大学図書館蔵本は刊記が存在したと思われる平治第二巻が欠巻のため、確証はないが、題簽の形態その他より安田十兵衛刊記本と判ぜられる。

小稿を草するにあたっては、『保元物語』『平治物語』の整版本を蔵される多くの図書館に閲覧・複写・照会等でお世話になつた。いちらの館名は記さないが、御厚意に深謝申し上げる。

（付記）

旧稿「素材・典拠としての『保元物語』」（「國學院雑誌」平9・十一）において、『春日権現験記』の一節が『保元物語』に依るとしたが、その後、『験記』は『撰集抄』（第六巻第六話 富家入道殿春日参詣ノ事）との係わりで考えるべきもので、『保元物語』とは係わらないことに気づいた。小稿の課題と結ぶものではないが、紙面を借りて、基本的な調べを怠つたことをお詫びし、訂正したい。